

○財務省告示第三百一十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年八月三十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百二十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
九 法律第二十三号）第四十六条  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）の価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした財  
務大臣が行われる入札であつて、財  
務大臣が各国債市場特別参加者  
のごとに応募限度額を定めるもの  
による発行（以下「国債市場特

ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特

五

募方

イ

入札競争

別参加者・第II非価格競争入札

ロ

特別参加者

各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申

六

発

イ

入札競争

特別第一会計に関する法律第四十六

ロ

特別参加者

特別第一会計に関する法律第四十六

ハ

特別参加者

特別第一会計に関する法律第四十六

非競争入札

千五百八億円

者別参加

た利付国債につき、額面金額

特別参加

条第一項の規定による、額面金額

行争入札

で九百四十七億円

非競争入札

で九百四十七億円

者別参加

た利付国債につき、額面金額

特別参加

条第一項の規定による、額面金額

国債市場

で一兆四千四百億

特別参加

条第一会計に関する法律第四十六

入札競争

特別第一会計に関する法律第四十六



の経利入価・別債  
払過 札格第参市  
込利 発競 II 加場  
み子率行争非者特

(一) 年

一・八パーセント  
は、募入決定の通知を受け、  
式に、払込金額を加え、第  
十号に、規定する日額を  
むもとのとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 71}{100 \times 365}$$

(二)

に発行のおいて、源泉の  
るもとの税振替口座簿の中  
口の座に記載は、記録さ  
のについで、前記の算式  
に、よる算出た金額か、  
金額に、百分の十を乗じ、  
時、においた、取得者、  
住者、又は、外国に、  
に、は、た、金、記、算、  
出、し、た、金、額、に、  
は、外、国、税、法、人、額、  
得、税、の、率、を、乗、じ、  
控、除、す、る、こ、と、が、  
平、成、二、十、三、年、十、二、  
月、二、十、日、を、  
払、期、と、し、  
し、期、金、額、を、  
平、成、二、十、三、年、十、二、  
月、二、十、日、に、  
支、出、を、  
支、出、を、

初期利子

平  
成  
二  
十  
三  
年  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成四十三年六月二十日	日本銀行	額面金額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成二十三年八月三十日
十六	償還期限						
十七	償還金額						
十八	元利支額						
十九	払込参加						
二十	払込期日						